

国のかたちには、共和制と立憲君主制がある。わが国が明治初期に米欧回覧を目的として派遣した岩倉使節団は、「憲法にもとづく天皇制」を明治政府に進言した。明治22年2月11日に成立した大日本帝国憲法は、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と第一条で述べ、統治の機構や天皇の任務について第二条から第一七条に定めている。これを昭和21年11月3日に成立（施行、昭和22年5月3日）した日本国憲法では、第一条に「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」と規定されている。

象徴とは、{その社会集団の約束として}言葉では説明しにくい概念などを具体的なものによって表わす（代表させる）こと。また、ソノモノ、シンボルである（新明解国語辞典第四版）。すなわち、戦前の憲法で国を統治した天皇は、戦後は統治せず象徴として存在することになった。戦勝国である米国は日本を占領し統治するにあたり、天皇制を廃止せずに日本国民の総意にもとづく象徴としたのである。昭和天皇の後継者である今上天皇も象徴天皇であるので、日本の象徴天皇の実像は世界でも知られている。

ここで論じるのは、日本の個々の会社の象徴として、その会社の持つ文化を表わす人物が存在すれば、ステークホルダーは会社の実態を理解しやすくなるだろう、という観点からである。ブランドは一種のシンボルと言えるが、文化面を表現出来ない。社長が会社のシンボルであれば、分かりやすいが、創業期の話である。または、規模の大きい会社に当てはまる。規模の大きい、歴史の長い、複数の事業を行う上場会社では、社長のシンボル性は弱いし、社長が不正を犯す事例が起こっている。東芝のように名門と思われた会社でも脆い側面を持っていた。

ここで思い当たるのは「相談役」の存在である。相談役が象徴天皇

の役割を果たしておれば、東芝事件は起こらなかつただろう。

株式会社には、会社法に基づく規制がある。最近は法律ではないコーポレート・ガバナンス・コードが制定され、会社の自由意思に基づくルールが実施される。しかし、このコードには落とし穴がある。それに気付いたのは議決権行使助言会社である。それは「相談役」を廃止することである。日本の会社に相談役が置かれたのは、渋沢栄一が最初である。明治期に第一国立銀行の頭取になった渋沢栄一は500に及ぶ会社の設立に関与した。関与の仕方は色々あり、渋沢が相談役を引き受けた事例は多い。その機能は、現在のものとは違っていた。現在の相談役を廃止するときは、それが及ぼした影響や果たしてきた機能を分析する必要がある。

相談役と同時に機能を分析する必要があるのは監査役である。閑散役と揶揄されてから100年以上も経つ。その間、監査役の権限の強化、監査役会や監査等委員会への改正が行われたが、これらの趣旨は必ずしも実現していない。一元的なハード・ロー（法改正）ではなく、多元的なソフト・ロー（コードの制定）の取り入れも行われているが、日本の文化に馴染まない点も見受けられる。

ここで提案するのは、象徴天皇の行幸の効果を見習うことである。言葉を換えれば、行幸は国の業務監査に役立っている点に注目する。大雑把に言えば、象徴天皇は日本国の監査役である。行幸のとき、天皇は国民に、いろいろ質問をされるが、実情を知るためである。国民は聞かれることに有難さを感じる。言葉数は少ないが対話の効果は大きい。これは理想的な監査である。監査役の監査と目的が違うが、事実をありのままに知ってもらうことに意味がある。◆